



## 日本看護サミットで労働政策を議論 1800人が参加 夜勤72時間要件の堅持を緊急宣言

公益社団法人日本看護協会（会長：坂本すが、会員69万人）は9月1日、少子超高齢社会における看護政策をテーマに、「日本看護サミット2015」を本会主催として初めて開催。会場の東京国際フォーラム（東京・千代田区）には、全国から看護管理者など約1,800人が参加しました。重点政策として取り組んできた看護労働政策について、基調対談、リレートーク、鼎談（ていだん）などのプログラムの後、「日本看護サミット緊急アピール」として、診療報酬における夜勤要件72時間の堅持を宣言しました。



ステージに登壇した坂本会長

現在、入院基本料の算定ルールの中に「看護職員の月平均夜勤時間72時間以内」という要件があり、これを平成28年度診療報酬改定で撤廃や緩和しようとする動きがあります。この要件がルールから外れた場合、看護職員の夜勤負担が増大し、離職者が増え、病院は看護職員が確保できなくなるなどの悪循環に陥ります。そのため、下記の緊急アピールを行い、要件の堅持を求める姿勢を強く示しました。

報道関係の皆さまにおかれましては、宣言の趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介いただきますよう、お願い申し上げます。

### 日本看護サミット緊急アピール

#### 「診療報酬における看護職員の月平均夜勤時間72時間要件の堅持（宣言）」

私たちは、入院基本料の通則である「看護職員の月平均夜勤時間72時間以内」という要件を、平成28年度診療報酬改定において撤廃ないし緩和しようとする動きに危惧を抱いています。

この要件が通則から外れた場合、看護職員の夜勤負担が増大し、離職者が増え、病院は看護職員が確保できなくなるという悪循環に陥ります。

医療安全の面でも、夜勤負担が過重になると、医療事故の発生リスクが高まり、国民に安全・安心な医療を提供することができません。

看護職員の夜勤回数の上限は、1965年の「ニッパチ判定」で人事院が定めた基準に鑑み、本来は1人64時間以内（3交代で月8回以内）を基本とすべきと考えます。しかし50年を経てもなお、未だにこの基準に届いていない状態です。

現行では夜勤労働に関する労働法制が整備されていないため、診療報酬におけるこの要件のみが看護職員の健康と安全を守る生命線です。私たちは、患者の安全確保と、看護職員の働き続けられる環境確保のために、診療報酬入院基本料の通則として「看護職員の月平均夜勤時間72時間要件」を堅持することを求めます。

## 「日本看護サミット 2015」プログラム

時間	テーマ	講師
9:30~10:30	開会宣言	日本看護協会 副会長 真田 弘美
	「新たにスタートする 日本看護サミット」	日本看護協会 会長 坂本 すが
	来賓挨拶	
10:30~11:30	基調対談 「質の高い看護を提供するため に、看護政策は何をしたのか」	千葉大学大学院看護学研究科 教授 手島 恵 氏 日本看護協会 専務理事 井伊 久美子
11:30~12:30	休憩	
12:30~14:30	リレートーク 「看護労働政策の現状と課題」	厚生労働省 医政局総務課医療勤務環境改善推進室/医政局看護課/労働基準局労働条件政策課 医療労働企画官 石川 賢司 氏 前山形県健康福祉部地域医療対策課長（兼） 医師・看護師確保対策室長 渡邊 丈洋 氏 日本労働組合総連合会 総合政策局長 花井 圭子 氏 日本看護協会 副会長 大久保 清子 社会医療法人美杉会 佐藤病院 看護部長 高須 久美子 氏 [進行]----- 兵庫県看護協会 会長 中野 則子 氏 日本看護協会 常任理事 川本 利恵子
14:30~14:50	休憩	
14:50~16:00	鼎談 「2025年へ向けた看護労働政策 を実現するために」	一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構 所長 西村 周三 氏 学習院大学経済学部 教授 今野 浩一郎 氏 前日本看護協会会長 久常 節子 氏 座長：日本看護協会 副会長 菊池 令子
鼎談終了後	日本看護サミット緊急アピール 「診療報酬における看護職員の月平均 夜勤時間 72 時間要件の堅持（宣 言）」	日本看護協会 会長 坂本 すが
	閉会挨拶	日本看護協会 副会長 真田 弘美

## 月平均夜勤時間 72 時間要件とは

看護職員の夜勤負担を軽減し、安全な医療を推進するために、2006年の診療報酬において「複数夜勤」と「72時間以内」が入院基本料の通則となりました。入院基本料の通則のため、どの医療機関でも守らなければならないルールです。

### 「月平均 72 時間以内」の考え方

入院基本料を算定する病棟において同一の入院基本料を算定する全病棟の看護職員（療養病棟は看護要員）の月平均夜勤時間を 72 時間以内とする。月平均夜勤時間数は、以下の計算式により算出する。

【算出期間】 1 カ月または 28 日間

$$\text{月平均夜勤数} = \text{夜勤従事者の延べ夜勤時間数} / \text{夜勤従事者数}$$

※各医療期間での任意の夜勤時間帯（22 時～翌 5 時を含む 16 時間）を定めて、夜勤時間数が月 16 時間を超えた者（短時間正職員は 12 時間以上の者）を、夜勤従事者としてカウントする。

※病棟と外来等の他部署兼務、非常勤は常勤職員の所定労働時間で比例計算をした上で、夜勤従事者数に含める。

※国への届出受理後は、「3 カ月以内 1 割以内」の変動は許容される。

### 運用の留意事項

月平均夜勤時間 72 時間要件は、看護職員の夜勤労働改善という本来の趣旨から考えると、大変穏やかな運用になっています。

- 看護職員一人一人の夜勤時間の上限を定めるものではない。
- 対象は入院基本料を算定する病棟についてのみで、病院の全ての部門に掛かることはなく、特定入院料を算定する病棟では対象外となっている。
- 届出受理後の措置として、「3 カ月以内の 1 割以内」の変動幅が認められている。また、毎月守れなくて仮に超過した月があったとしても、すぐに届出を変更しなくても許容される。

## 看護職員の定着状況への影響

厚生労働省の調査結果では、看護職員として勤務し続ける上での問題点として、「夜勤の身体的負担が大きい」が挙がっています。1 カ月の夜勤時間 72 時間を超えないようにするには、1 カ月の夜勤回数の上限の目安を 8～9 回程度（3 交代制勤務の場合）とするため、この要件があることで、夜勤による離職を防いでいるといえます。実際に、夜勤月平均 72 時間を超える病院ほど看護師の離職率が高くなっています（72 時間超の看護職員の割合 10%未満＝離職率 8.7%、同 50%以上＝同 12.9%）。

また、現場の看護管理者からは「看護師の離職を防げる」「看護師に過度な負担を掛けず、必要なケアを患者に提供するための必要人数を算出する根拠となる」「夜勤時間の増加は労働環境改善の流れに逆行する」など意見が寄せられています。